旅行業法第 19 条第1項に基づく岩手県知事登録旅行業者等の不利益処分基準

（趣旨）

第１条　この基準は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。以下「法」という。）及び旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号。以下「規則」という。）の施行に関し、岩手県知事登録の旅行業者及び旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）に対し、不利益処分を行ううえで必要な事項を定めるものとする。

（不利益処分の基準）

第２条　法第 19 条第１項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

（不利益処分の軽減）

第３条　業務の全部または一部の停止について、その行為が次の（１）から（３）の全てに該当する場合には２分の１を超えない範囲で、（１）及び（２）又は（３）に該当する場合には４分の１を超えない範囲で、（１）のみ又は（２）及び（３）のみに該当する場合には８分の１を超えない範囲で、第２条の業務の停止の期間を短縮することができる。

（１）現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと

（２）過去 10 年以内に不利益処分を受けたことがないこと

（３）再発防止のための体制を既に構築したと認められること

（不利益処分の加重等）

第４条　不利益処分を受けた旅行業者が、当該不利益処分から５年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重大なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、２分の３を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に１日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

（不利益処分の対象となる営業所）

第５条　業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行業者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができることとする。

（登録の取消し）

第６条　不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積 60 日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

（不利益処分の一時実施猶予）

第７条　不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

（不利益処分後の関係団体等への通知）

第８条　不利益処分を行った場合は、その内容等を関係都道府県（当該処分に係る営業所若しくは事務所の所在地を管轄する都道府県）及び当該旅行業者が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。

附則

この基準は、令和８年 11 月 17 日から適用する。